

中標津町パートナーシップ推進研究会設置要綱

（設 置）

第1条 中標津町におけるパートナーシップで進めるまちづくりを推進するため、パートナーシップ推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 研究会は、次に掲げる事項を調査、研究する。

- （1）パートナーシップなかしべつ提言に基づく具体的な取り組みを実行するための方法論や課題に関すること。
- （2）その他パートナーシップ推進事業に関すること。

（組 織）

第3条 研究会の委員は、中標津町パートナーシップで進めるまちづくり町民会議の町民委員5名程度と、町職員5名程度で組織する。

2 委員は、町長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第4条 研究会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 会長は、研究会を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（任 期）

第5条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

（会 議）

第6条 研究会は、必要に応じて会長が召集する。

2 研究会は、必要に応じ会長の指示により、関係者を会議に参画させることができる。

（部 会）

第7条 研究会には、必要に応じて部会を置くことができる。

（事務局）

第8条 研究会の事務局は、総務部企画課に設置する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。